

## 市第21号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

### 1 提案理由

令和6年5月24日付で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）」が定められ、「指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」の庁内連携等について新たに規定されました。

これに伴い、関連する「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月市条例第52号）」の一部を改正します。

### 2 改正の概要

本条例に定める特定個人情報の利用事務のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき実施する、地域生活支援事業に関する事務において、「指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」を追加します。

これにより、障害福祉サービス利用申請時に、これまで医療受給者証や診断書の提示により行われていた指定難病要件の確認作業が、マイナンバーによる情報連携で可能となります。

### 3 施行予定日

公布の日